

会社の労務管理の問題です！(労働基準法編) あなたはどれだけ知っていますか??

□の中に、○か×でお答え下さい。

(1個10点)

1	従業員の労働時間は、原則1日8時間を超えないようにしなければならない。	→	<input type="checkbox"/>
2	従業員を解雇する場合は、解雇の予告を2週間以上前にする必要がある。	→	<input type="checkbox"/>
3	従業員が未成年者の場合は、保護者(父母など)に給料を渡さなければならない。	→	<input type="checkbox"/>
4	労働時間が8時間を超える場合は、1時間以上の休憩を与えないといけない。	→	<input type="checkbox"/>
5	休日は、毎週少なくとも2日を与える必要がある。	→	<input type="checkbox"/>
6	年次有給休暇は、入社後1年が経過すると初めて発生する。	→	<input type="checkbox"/>
7	年次有給休暇は、1年間経過すると時効により消滅する。	→	<input type="checkbox"/>
8	午後10時～午前5時に働いた従業員には、深夜労働に対する割増賃金を支払わなければならない。	→	<input type="checkbox"/>
9	常時5人以上従業員(パート含む)がいる会社は、就業規則を作成し、届出をしなければならない。	→	<input type="checkbox"/>
10	現在の山梨県の最低賃金は、1時間あたり759円である。	→	<input type="checkbox"/>

合計 _____ 点/100点



※各制度の原則的なことだけをクイズにしました。

例外や特例がある場合がございますので、詳しくは社会保険労務士会にお問い合わせ下さい。

社労士会労働紛争解決センター山梨

あなたの職場のトラブル、あっせん申し立てしてみませんか？

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。

お問い合わせはこちら

山梨県社会保険労務士会

平日 9:00～17:00

TEL055-244-6064 FAX055-244-6065

HP www.y-sr.com/

会社の労務管理の問題(労働基準法編) あなたはどれだけ知っていましたか？

回 答

- 1 ○ 原則、週40時間(特例事業週44時間)を超えてもいけません。
- 2 × 少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払わなければなりません。
- 3 × 賃金を労働者の親権者や代理人に支払うことは賃金の直接払の原則に違反します。
- 4 ○ 1時間以上の休憩を労働時間の途中で与える必要があります。
- 5 × 毎週少なくとも1日の休日か4週間を通じて4日以上の日を与えなければなりません。
- 6 × 入社日から6カ月継続勤務し、8割以上出勤した場合に10日間発生します。
- 7 × 年次有給休暇は、2年間経過すると時効により消滅します。
- 8 ○ 深夜労働に対しては、2割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。
- 9 × 常時10人以上従業員(労働者:正社員、パート含む)がいる会社は必要です。
- 10 ○ 現在の山梨県の最低賃金は、1時間あたり759円です。昨年より22円UPしました。

山梨県社会保険労務士会では 定例の無料相談会を実施しています



☆【予約不要】支部の相談会 時間:午前10時~12時、午後1時~4時

日	場 所	共 催	担当支部
毎月第2・第4日曜日	甲府市役所 4階相談室a 甲府市丸の内1-18-1	甲府市産業部雇用創生課 055-237-5736	甲府支部
毎月第1金曜日	ラザウオーク甲斐双葉店 2F通路 甲斐市志田字柿木 645-1 番地		巨摩支部
毎月第3水曜日	富士川町役場本庁舎 富士川町天神中条1134	富士川町町民生活課 0556-22-1111	巨摩支部
4月中旬 10月中旬	河口湖ショッピングセンターBELL 富士河口湖町船津 2986 番地(予定)		郡内支部

・日時場所は、諸般の事情により変更される場合があります。

☆【予約制】総合労働相談所

日 時	場 所	お申し込み方法
日 :ご相談のうえ 時間:10:30~16:00	山梨県社会保険労務士会内 甲府市酒折 1-1-11 日星ビル2F TEL:055-244-6064	お電話でお申し込みください。 受付時間:平日午前9時から 午後5時まで

社会保険労務士は、法律で守秘義務が課されており、相談の秘密は守られます。